

○文部科学省告示第三十二号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十九条第三項の規定に基づき、令和七年三月十三日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年三月十三日

文部科学大臣 阿部 俊子

名 称	関 係 告 示	所 在 地
茅ヶ崎館浴室棟	平成二十一年文部科学省告示第四号	神奈川県茅ヶ崎市中海岸三―一五九五―一他
旧酢屋呉服店土蔵	令和四年文部科学省告示第三百三十七号	新潟県上越市中央三丁目九七六―二
輪島駿潮場	平成二十八年文部科学省告示第七十四号	石川県輪島市輪島崎町
齋藤家住宅離れ	平成十七年文部科学省告示第八十四号	長野県長野市松代町清野字新馬喰町一九四八―一

齋藤家住宅近土蔵	平成十七年文部科学省告示第八十四号	長野県長野市松代町清野一九四七―一
齋藤家住宅米蔵及び質蔵	平成十七年文部科学省告示第八十四号	長野県長野市松代町清野字新馬喰町一九四八―一他
川嶋家住宅主屋	平成二十四年文部科学省告示第一百七号	滋賀県大津市中央二―四〇―一
川嶋家住宅土蔵	平成二十四年文部科学省告示第一百七号	滋賀県大津市中央二―四〇―一
木水家住宅主屋	平成八年文部科学省告示第二百十一号	兵庫県神戸市東灘区御影郡家二丁目三一八―一〇
日本真珠会館	平成十七年文部科学省告示第二百二十六号	兵庫県神戸市中央区東町一二二
中国電力株式会社豊川発電所本館	平成二十七年文部科学省告示第五十八号	島根県益田市猪木谷町口四五八